

平成 26 年（ワ）第 1407 号

原 告 弓場 秀昭

被 告 阪南市 外 2 名

被告阪南市準備書面5

平成 28 年 7 月 19 日

大阪地方裁判所堺支部 第 1 民事部合議 A 係 御中

被告阪南市訴訟代理人弁護士 中 光 弘

TEL06-6365-8111 FAX06-6365-8291



- 1 被告阪南市との関係での争点は、①大阪府知事に対する通知義務違反の有無、②被告みらいに対する指導助言義務違反の有無、③原告に対するサービス提供断絶の有無、及び④両者の間の因果関係の有無である。この点被告阪南市の主張は、①及び②についていずれも義務違反はない（①については、仮に通知義務があったとしても通知をしたという主張を含む。）、③について断絶はない、④について、仮に断絶があるとしても因果関係はないというものである。

証拠によっても原告の主張に理由はなく、原告の被告阪南市に対する請求は棄却されるべきである。

- 2 ①について一通知義務はない

- (1) 上記通知義務違反の有無の争点は、大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第 115 号）（以下「府条例」という。）第 11 条の「正当な理由」の有無に関わる。被告みらいの原告に対する居宅介護サービスの提供は、平成 24 年 12 月 6 日以降なされていないことは当事者間に争いがなく、被告みらいは、原告との居宅介護サービスに関する契約の解約を主張しているので、この解約に正当な理由

があるのかどうか問題になる。

(2)この点、正当な理由があると評価すべき根拠となる事実については、被告みらいの主張を援用する他、次の通り。

ア 原告とのコミュニケーションは非常に困難であった。

①原告とコミュニケーションをとるについて、大変な時間を要する。

証人南の証言で明らかなように、原告とのやりとりは、多く3時間程度を要し、長ければ5時間あるいは7時間という、尋常ではない時間を要する。このことは、原告と被告みらいとの関係でも同様だと推測することは合理的である。

②原告の感情の昂ぶりへの対応は困難である。

証人南の証言で明らかなように、原告は一旦感情が昂ぶるとおおよそ2時間程度、激怒した状態で、大きな声で、激しい勢いで話をする。こうなると、反論として口を挟む余地はない。激怒している様子には恐怖を感じる。①で述べたように、もともと面談の時間は長時間になるが、その間トイレを申し出ることが憚られるほどの緊迫した状況であった。また、原告は、証人南に対して物を投げつけたことがある。テーブルを挟んで証人南と原告との間が1メートルほどの状態で起こった出来事である。このように、激怒した状態で物を投げるかも知れないという緊迫した状況下では、原告に対応している者が恐怖を感じるというのは合理的である。このことは、原告と被告みらいとの関係でも同様だと推測することは合理的である。

③原告のいうことが変わる。

証人南の証言で明らかなように、原告とのコミュニケーションには時間を要する。その間2時間程度激怒する状態が続き、その間は対応が困難である。その後、突然激怒する前の状態になり、その後は普通に会話が行われるが、例えば翌日には、全く言っていることが変わることもある。そうすると、同じテーマの話が、激怒する状態を含めて繰り返されることになる。

④被告みらいによるサービスの提供は、一人住まいの原告宅で行われ、閉じられた空間である。

イ 被告みらいは、従前から解約の希望をもっていたが、平成24年12月5日の時点に至って初めて、サービスを提供する者がいなくなつて解約を原告に申し出るに至っている。

ウ 原告との関係では、隣に住んでおられたご家族ご親族の関与もなかった。

(3) このような事実に鑑みると、被告みらいにおいて、平成 24 年 12 月 5 日まで、ぎりぎりの状態で踏ん張ってサービスの提供を行っていたが、いよいよ体力的にも精神的にも限界がきたと評価すべきである。なお、丙 1 号証の 34 頁では、「当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合」は、「正当な理由」があると指摘しており、上述した事実によれば、正にこのいずれかに該当するといえることができる。

3 ①について一仮に通知義務があるとしても、通知をしている

証人南の証言から明らかなように、被告阪南市介護保険課梶間が、平成 24 年 12 月 6 日、大阪府に、電話で、解約に至る事例を伝えている事実が認められる。従って、通知をしたものである。

4 ①について一通知する必要はなかった。

大阪府の記録（甲 50）によれば、平成 24 年 12 月 7 日、原告自身の大阪府宛の電話で、原告の主張によっても所要の事実が大阪府に伝わっているといえることができる。そうすると、そもそも被告阪南市が通知すべきか否かを論じるまでもない。

5 ④について一通知しても、解約の結果は変わっていない。

上述した事実によれば、被告みらいの解約は平成 24 年 12 月 5 日の時点では不可避であったと認められ、被告阪南市が大阪府知事に通知しようとしまいと、解約の結果が変わったとは考えられない。そうすると、仮に通知義務違反と、原告に対するサービスの提供に断絶があったとしたところで、両者の間に因果関係はない。

6 ②について

(1) 指摘すべき事実関係は上記 2 のところと共通する。加えて、証人南の証言から明らかなように、証人南は、訴外田脇氏に対して、解約に至った場合を想定して次の事業所を探すよう求めている。さらに、平成 24 年 12 月 7 日以降、原告自ら探した別の事業所が原告宅にいつて

いる。

- (2) これら事実によれば、正当な理由に基づく解約であって、被告阪南市が指導助言すべき場合に該当しないし、また、仮に解約がなされるとした場合に、次の事業所を探すのは訴外田脇氏の役割であって、実際被告阪南市は、田脇氏に対応を求めていたし、さらに、現に次の事業所が原告宅にいているのであるから、指導助言すべき場合には該当しない。

(3) ④について

さらにいうと、被告みらいの解約は平成24年12月5日の時点では不可避であったと認められ、指導助言があろうとなかろうと、解約の結果が変わったとは考えられない。そうすると、仮に指導助言義務違反と、原告の主張するサービスの断絶があったとしたところで、両者の間に因果関係はない。

7 ③について

平成24年12月7日以降すこやかがサービス提供に入っている事実は当事者間に争いがない。従って断絶はない。そもそも、次の事業所の提供するサービスと従前の事業所の提供していたサービスとが同内容でなければならない必然性はなく、また原告自ら選んだ事業所であって、原告が主張するように限定されたサービスであったとしても、断絶と評価することはできない。

以上